三重県介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法第115条の35第3項の規定に基づき、介護サービス情報の公表制度において、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されるために必要な調査の実施に関することを定める。

2 調査の趣旨

- (1)介護サービス情報の公表制度における調査は、「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」(平成18年3月31日付け老振発第0311007号厚生労働省老健局振興課長通知)に規定される内容に基づいて三重県が実施するものとする。
- (2) 知事は、介護保険法第115条の35第1項に規定する報告に関して 必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、基 本情報及び運営情報について調査を行うことができる。

3 調査を実施するとき

- (1)報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、知事において調査を実施する必要があると判断した場合。
 - (2) 事業者が調査を希望した場合。

4 調査の方法

- (1) 調査は、県が当該サービス事業者を訪問することにより行う。
- (2) 調査項目は、全ての項目を対象とするほか、状況に応じて必要な項目 のみを対象とすることができる。
- (3)調査は、調査事項など状況に応じて指導監査担当等(以下、「関係機関」という。)と連携を取り合って行うことができる。また、必要に応じて関係機関と合同で調査を行うことができる。

5 その他

この指針は、平成24年度三重県介護サービス情報の公表計画による実施 分から適用する。